

公安委員会 決裁資料	鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正 (令和6年人事委員会勧告等による給与改定)	令和6年11月20日 警務課給与係
<p>1 改正理由</p> <p>人事委員会の令和6年10月8日付けの勧告等に鑑み、本県警察職員の給与を改定するため、所要の改正をするものである。</p> <p>2 改正条例</p> <p>鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号。以下、「給与条例」という。)</p> <p>3 改正内容</p> <p>○ 給与改定に伴う給料表の改定</p> <p>(1) 行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定</p> <p>(2) 行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。(令和6年4月1日適用)</p> <p>5 経過措置</p> <p>あり</p> <p>(改正前の規定に基づき支払われた給与は、改正後の規定に基づく給与の内払とみなす。)</p>		